

○北海道警察組織条例

北海道条例第26号

昭和29年7月1日

改正 昭和29年12月条例第90号、30年4月第29号、6月第36号、9月第72号、31年4月第27号、8月第56号、9月第60号、10月第72号、第73号、第74号、32年2月第9号、第12号、4月第32号、第35号、8月第53号、33年2月第7号、3月第9号、4月第38号、第39号、7月第75号、11月第94号、12月第106号、34年4月第21号、5月第22号、8月第34号、35年9月第47号、36年5月第53号、8月1日第61号、9月20日第68号、12月28日第87号、37年4月9日第26号、5月1日第36号、11月第57号、38年3月26日第3号、4月1日第11号、8月1日第30号、39年5月1日第54号、7月15日第62号、11月1日第80号、40年9月30日第35号、12月28日第57号、41年4月8日第11号、30日第24号、8月31日第39号、11月30日第46号、42年2月24日第1号、9月30日第35号、43年2月23日第1号、8月31日第31号、12月18日第39号、44年3月31日第6号、45年4月1日第35号、7月31日第46号、8月31日第48号、9月30日第49号、10月31日第62号、46年3月1日第1号、4月1日第18号、11月1日第48号、47年4月1日第12号、48年4月1日第10号、12月1日第63号、49年3月31日第4号、51年3月31日第44号、53年3月31日第19号、54年4月26日第17号、55年3月31日第47号、4月1日第59号、11月1日第72号、12月24日第79号、58年7月28日第22号、11月28日第29号、59年4月1日第47号、10月25日第65号、60年4月1日第5号、62年7月29日第28号、平成元年10月23日第65号、2年9月17日第23号、4年3月31日第60号、7月7日第72号、6年10月17日第47号、8年8月30日第36号、9年10月23日第72号、13年3月30日第38号、7月10日第52号、16年7月6日第85号、11月30日第99号、17年3月31日第48号、7月12日第87号、12月20日第140号、18年1月31日第1号、19年3月16日第35号、20年6月30日第78号、21年3月31日第15号、第52号、9月18日第82号、22年10月19日第47号、23年7月19日第43号、28年10月18日第95号、12月22日第106号

北海道警察組織条例をここに公布する。

北海道警察組織条例

警察法（昭和29年法律第162号）第47条第4項、第51条第1項、第5項及び第6項、第53条第4項並びに警察法施行令（昭和29年政令第151号）第4条及び第5条の規定に基づき、この条例を制定する。

（北海道警察本部の部の設置）

第1条 北海道警察本部に、次の7部を置く。

総務部

警務部

生活安全部

地域部

刑事部

交通部

## 警 備 部

(総務部の所掌事務)

第2条 総務部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 北海道公安委員会の庶務に関すること。
- (2) 機密に関すること。
- (3) 北海道公安委員会委員長及び北海道警察本部長の職印並びに北海道公安委員会及び北海道警察本部の庁印の管守に関すること。
- (4) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- (5) 警察統計に関すること。
- (6) 広報に関すること。
- (7) 情報の公開に関すること。
- (8) 個人情報の保護に関すること。
- (9) 予算、決算及び会計に関すること。
- (10) 財産及び物品の管理及び処分に関すること。
- (11) 会計の監査に関すること。
- (12) 警察装備に関すること。
- (13) 留置施設に関すること。
- (14) 他の部の所掌に属しない事務に関すること。

(警務部の所掌事務)

第3条 警務部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 人事、定員及び給与に関すること。
- (2) 警察組織の企画及び調査に関すること。
- (3) 警察通信の使用管理に関すること。
- (4) 監察に関すること。
- (5) 警察教養に関すること。
- (6) 福利厚生に関すること。
- (7) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
- (8) 犯罪被害者等給付金に関すること。
- (9) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。

(生活安全部の所掌事務)

第4条 生活安全部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。
- (2) 犯罪の予防に関すること。
- (3) 少年非行の防止に関すること。
- (4) 保安警察に関すること。

(地域部の所掌事務)

第4条の2 地域部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域警察に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、警らに関すること。

(刑事部の所掌事務)

第4条の3 刑事部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 刑事警察に関すること。
- (2) 国際捜査共助に関すること。
- (3) 犯罪鑑識に関すること。
- (4) 暴力団対策に関すること。
- (5) 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- (6) 組織犯罪の取締りに関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。

(交通部の所掌事務)

第4条の4 交通部においては、交通警察に関する事務をつかさどる。

(警備部の所掌事務)

第5条 警備部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備警察に関すること。
- (2) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。
- (3) 災害警備に関すること。
- (4) 警衛及び警護に関すること。

(北海道警察本部の課の設置及び所掌事務)

第6条 北海道警察本部の課（課に相当する組織を含む。第8条において同じ。）の設置及び所掌事務の範囲は、北海道公安委員会規則で定める。

(方面及び方面本部の設置等)

第7条 方面の数は、5とし、方面の名称及び区域は、別表第1のとおりとする。

2 方面本部の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

(方面本部の内部組織)

第8条 方面本部には、北海道公安委員会規則で定めるところにより、必要な課を置く。

この場合において、課の所掌事務については、北海道警察本部の課の所掌事務を基準とするものとする。

(警察署の名称等)

第9条 警察署の名称、位置及び管轄区域は、別表第3のとおりとする。

附 則

- 1 この条例は、昭和29年7月1日から施行する。
- 2 第6条及び第8条の北海道公安委員会規則が定められるまでの間は、北海道警察本部及び方面本部の内部組織は、それぞれ従前の国家地方警察札幌警察管区本部及び方面本部の内部組織の例によるものとする。
- 3 警察署の位置、名称及び管轄区域は、昭和29年8月30日までの間は、第9条の規定にかかわらず、附則別表のとおりとする。

附則別表

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌方面 札幌市中央警察署	札幌市北1条西5丁目	札幌市のうち国有鉄道函館本線以南一円並びに函館本線以東のうち雁来町、上白石町、厚別町及び新川以西
同 札幌市北警察署	札幌市北17条東1丁目	札幌市のうち国有鉄道函館本線以北のうち雁来町、上白石町、厚別町及び新川以西を除く一円
同 札幌地区警察署	札幌市北1条西5丁目	札幌郡手稲町、琴似町、札幌村、広島村、篠路村 石狩郡当別村
同 豊平町警察署	札幌郡豊平町字月寒本通	札幌郡豊平町
同 石狩地区警察署	石狩郡石狩町大字親船町	石狩郡石狩町 厚田郡厚田村
同 江別地区警察署	江別市3条5丁目	江別市 石狩郡新篠津村
同 千歳地区警察署	千歳郡千歳町東雲町4丁目	千歳郡千歳町、恵庭町
同 岩見沢市警察署	岩見沢市7条西1丁目	岩見沢市
同 岩見沢地区警察署	岩見沢市7条西1丁目	空知郡栗沢町、北村 樺戸郡月形町
同 栗山地区警察署	夕張郡栗山町字栗山400	夕張郡栗山町、由仁町、長沼町 空知郡幌向村
同 夕張市警察署	夕張市旭町4	夕張市
同 三笠地区警察署	空知郡三笠町字弥生8	空知郡三笠町
同 美唄市警察署	美唄市1709	美唄市
同 砂川地区警察署	空知郡砂川町字北本町	空知郡砂川町、奈井江町
同 上砂川町警察署	空知郡上砂川町	空知郡上砂川町
同 歌志内町警察署	空知郡歌志内町本町	空知郡歌志内町
同 滝川町警察署	空知郡滝川町空知通北1丁目	空知郡滝川町
		樺戸郡新十津川村、浦臼村

同 滝川地区警察署	空知郡滝川町空知 通北1丁目	空知郡江部乙村 浜益郡浜益村
同 赤平市警察署	赤平市字赤平	赤平市
同 芦別市警察署	芦別市339	芦別市
同 小樽市警察署	小樽市富岡町1丁 目	小樽市
同 余市町警察署	余市郡余市町字大 川町	余市郡余市町
同 余市地区警察署	余市郡余市町大字 大川町	積丹郡余別村、入舸村 美国郡美国町 余市郡大江村、赤井川村 忍路郡塩谷村
同 古平町警察署	古平郡古平町港町	古平郡古平町
同 俱知安町警察署	虻田郡俱知安町南 2条西2丁目	虻田郡俱知安町
同 俱知安地区警察署	虻田郡俱知安町南 2条西3丁目	虻田郡喜茂別町、狩太町、真狩村、 京極村、留寿都村 磯谷郡南尻別村
同 岩内町警察署	岩内郡岩内町字高 台	岩内郡岩内町
同 岩内地区警察署	岩内郡岩内町字高 台	岩内郡島野村、前田村、小澤村、発 足村 古宇郡泊村、神恵内村
同 伊達町警察署	有珠郡伊達町	有珠郡伊達町
同 伊達地区警察署	有珠郡伊達町字旭 町	虻田郡豊浦町、洞爺村 有珠郡大滝村、壮瞥村
同 虻田町警察署	虻田郡虻田町字本 町	虻田郡虻田町
同 室蘭市中央警察署	室蘭市千歳町	室蘭市のうち室蘭市輪西警察署の管 轄区域を除く区域
同 室蘭市輪西警察署	室蘭市輪西町	室蘭市のうち輪西町、東町、高砂町、 高平町、中島町、知利別町、水元町、 本輪西町、崎守町、石川町、香川町、 陣代町、幌萌町、栗林埠頭一円
同	苫小牧市十八町	苫小牧市

苫小牧市警察署		
同 苫小牧地区警察署	苫小牧市表町	勇払郡鶴川町、追分町、安平村、厚真村、穂別村 幌別郡幌別町 白老郡白老村
同 門別地区警察署	沙流郡門別町字本町	沙流郡門別町、平取村、日高村
同 静内地区警察署	静内郡静内町字古川町	静内郡静内町 新冠郡新冠村
同 浦河町警察署	浦河郡浦河町大通3丁目	浦河郡浦河町
同 浦河地区警察署	浦河郡浦河町大通3丁目	三石郡三石町 浦河郡荻伏村 様似郡様似町 幌泉郡幌泉村
函館方面 函館市中央警察署	函館市新川町	函館市のうち函館市都市計画街路広路二号、三号以東の区域
同 函館市西警察署	函館市仲浜町	函館市水域函館棧橋駅構内及び函館市中央警察署の区域を除く区域
同 函館地区警察署	函館市新川町	亀田郡亀田村、七飯村、大野村、銭亀沢村、戸井村、尻岸内村、楳法華村 上磯郡上磯町
同 森地区警察署	茅部郡森町字御幸町	茅部郡森町、砂原村、鹿部村、白尻村、尾札部村
同 八雲地区警察署	山越郡八雲町大字八雲村字砂蘭部野	山越郡八雲町、長万部町 茅部郡落部村
同 木古内地区警察署	上磯郡木古内町字本町	上磯郡木古内町、知内村、茂別村
同 松前地区警察署	松前郡松前町字福山	松前郡松前町、福島町、吉岡村
同 江差町警察署	檜山郡江差町字中歌町	檜山郡江差町
同 江差地区警察署	檜山郡江差町字中歌町	檜山郡上ノ国村、泊村、厚沢部村 爾志郡熊石村、乙部村 奥尻郡奥尻村
同 今金町警察署	瀬棚郡今金町字今金	瀬棚郡今金町
同	瀬棚郡瀬棚町字三	瀬棚郡瀬棚町、東瀬棚町 久遠郡久遠村、貝取澗村

瀬棚地区警察署	本杉	太櫓郡太櫓村
同 寿都地区警察署	寿都郡寿都町大字 渡島町	寿都郡寿都町、樽岸村、黒松内村 歌棄郡熱郭村 島牧郡東島牧村、西島牧村 磯谷郡磯谷村
旭川方面 旭川市警察署	旭川市4条通り 10丁目	旭川市
同 旭川地区警察署	旭川市4条通り 10丁目	上川郡上川町、東鷹栖村、鷹栖村、 江舟別村、東旭川村、神楽村、東神 楽村、神居村、永山村、比布村、愛 別村、東川村、当麻村
同 美瑛町警察署	上川郡美瑛町市街	上川郡美瑛町
同 富良野地区警察署	空知郡富良野町字 下富良野西2条南 3丁目	空知郡富良野町、上富良野町、中富 良野村、山部村、東山村、南富良野 村 勇払郡占冠村
同 士別地区警察署	士別市大通り8丁 目	士別市 士別郡和寒町、剣淵村、朝日村
同 名寄地区警察署	上川郡名寄町大通 南1丁目	上川郡名寄町、下川町、風連町 中川郡智恵文村
同 美深地区警察署	中川郡美深町大通 南3丁目	中川郡美深町、中川村、常盤町
同 枝幸町警察署	枝幸郡枝幸町字本 町	枝幸郡枝幸町
同 中頓別地区警察署	枝幸郡中頓別町字 中頓別	枝幸郡中頓別町、浜頓別町、歌登村
同 稚内市警察署	稚内市宝来通3丁 目	稚内市
同 稚内地区警察署	稚内市本通南1丁 目	宗谷郡宗谷村、猿払村 利尻郡沓形町、鬼脇村、仙法志村、 鴛泊村 礼文郡香深村、船泊村
同 深川地区警察署	雨竜郡深川町花園 町7丁目	雨竜郡深川町、妹背牛町、一巳村、 納内村、秩父別村、多度志村、幌加 内村、雨竜村 空知郡音江村
同 沼田地区警察署	雨竜郡沼田町北1 条	雨竜郡沼田町、北竜村

同 留萌市警察署	留萌市幸町	留萌市
同 増毛町警察署	増毛郡増毛町永寿町	増毛郡増毛町
同 羽幌地区警察署	苫前郡羽幌町南3条2丁目	苫前郡羽幌町、苫前町、初山別村（字歌越別を除く。）、天売村、焼尻村 留萌郡小平村、鬼鹿村
同 天塩地区警察署	天塩郡天塩町海岸通5丁目	天塩郡天塩町、遠別町、幌延村、豊富村 苫前郡初山別村字歌越別
釧路方面 釧路市警察署	釧路市弊舞町	釧路市
同 釧路地区警察署	釧路市弊舞町	釧路郡釧路村、昆布森村（オタクパウシ及び入境学を結ぶ線以東を除く。） 川上郡標茶町 阿寒郡阿寒村、鶴居村 白糠郡白糠町、音別村
同 厚岸地区警察署	厚岸郡厚岸町大字真竜町	厚岸郡厚岸町、浜中村、太田村 釧路郡昆布森村の内オタクパウシ及び入境学を結ぶ線以東
同 弟子屈町警察署	川上郡弟子屈町192	川上郡弟子屈町
同 根室地区警察署	根室郡根室町弥栄町1丁目	根室郡根室町、和田村 花咲郡歯舞村 野付郡別海村（尾岱沼、春別原野、戸春別、春別部落を除く。）
同 標津地区警察署	標津郡標津村字標津市街	標津郡中標津町、標津村 目梨郡羅臼村 野付郡別海村の内尾岱沼、春別原野、戸春別、春別部落
同 池田町警察署	中川郡池田町西1条3丁目	中川郡池田町
同 池田地区警察署	中川郡池田町西1条4丁目	中川郡豊頃村 十勝郡大津村、浦幌町
同 本別地区警察署	中川郡本別町本別基線67	中川郡本別町、西足寄町 足寄郡陸別町、足寄村
同 幕別町警察署	中川郡幕別町止若	中川郡幕別町



同 帯広市警察署	帯広市西3条南7 丁目	帯広市
同 帯広地区警察署	帯広市西3条南7 丁目	河西郡芽室町、川西村、御影村、大 正村、中札内村、更別村 河東郡音更町、土幌村、上土幌町
同 清水町警察署	上川郡清水町南1 条3丁目	上川郡清水町
同 新得地区警察署	上川郡新得町字新 得基線	上川郡新得町 河東郡鹿追村
同 広尾地区警察署	広尾郡広尾町新通 10丁目	広尾郡広尾町、大樹町、忠類村
北見方面 北見市警察署	北見市4条通西1 丁目	北見市
同 北見地区警察署	北見市4条通西1 丁目	常呂郡置戸町、訓子府町、相内村、 端野村
同 網走市警察署	網走市南6条東4 丁目	網走市
同 網走地区警察署	網走市南6条東4 丁目	常呂郡常呂町 網走郡女満別町、東藻琴村 斜里郡小清水町
同 津別町警察署	網走郡津別町新町	網走郡津別町
同 留辺蘂町警察署	常呂郡留辺蘂町字 上町	常呂郡留辺蘂町
同 美幌地区警察署	美幌郡美幌町大通 南1丁目	美幌郡美幌町
同 斜里地区警察署	斜里郡斜里町大字 斜里	斜里郡斜里町、上斜里村
同 紋別市警察署	紋別市幸町3丁目	紋別市
同 滝ノ上町警察署	紋別郡滝ノ上町	紋別郡滝ノ上町
同 遠軽地区警察署	紋別郡遠軽町字湧 別原野	常呂郡佐呂間町、若佐村 紋別郡遠軽町、丸瀬布町、生田原町、 上湧別町、湧別町、白滝村
同 興部地区警察署	紋別郡興部町字仲 町	紋別郡雄武町、興部町、西興部村

附 則 （昭和29年条例第90号）

この条例は、昭和29年12月1日から施行する。

附 則 （昭和30年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、当該処分の効力が発生した日から適用する。

附 則 （昭和30年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行し、当該町村の廃置分合又は境界変更の処分の効力が発生した日から適用する。

附 則 （昭和30年条例第72号）

この条例は、公布の日から施行し、函館方面瀬棚警察署の項の改正規定は昭和30年7月20日から、北見方面斜里警察署の項の改正規定は昭和30年8月1日からそれぞれ適用する。

附 則 （昭和31年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和31年4月1日から適用する。

附 則 （昭和31年条例第56号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和31年7月1日から適用する。

附 則 （昭和31年条例第60号）

この条例のうち、札幌方面浦河警察署の項の改正規定は昭和31年9月30日から、旭川方面稚内警察署の項の改正規定中利尻郡利尻町に関するものは昭和31年9月15日、礼文郡礼文村に関するものは昭和31年9月20日から施行する。

附 則 （昭和31年条例第73号）

この条例の施行期日は、道規則で定める。

（昭和32年2月26日規則第20号で昭和32年3月1日から施行）

附 則 （昭和31年条例第74号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月30日から適用する。

附 則 （昭和32年条例第12号）

この条例は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則 （昭和32年条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

附 則 （昭和32年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和32年条例第53号）

この条例は、昭和32年8月1日から施行する。

附 則 （昭和33年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和33年1月1日から適用する。

附 則 （昭和33年条例第9号）

この条例は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則 （昭和33年条例第38号）

この条例は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則 （昭和33年条例第39号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 北海道方面公安委員会の聴聞会に出頭する者の費用弁償条例（昭和30年北海道条例第

74号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

3 風俗営業取締法施行条例（昭和30年北海道条例第77号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

4 闘犬、闘牛、闘鶏等取締条例（昭和24年北海道条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 （昭和33年条例第75号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和33年7月1日から適用する。

附 則 （昭和33年条例第94号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和33年条例第106号）

この条例は、昭和34年1月1日から施行する。

附 則 （昭和34年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和34年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和34年条例第34号）

この条例は、昭和34年9月1日から施行する。

附 則 （昭和35年条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和36年条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和36年条例第61号）

この条例の施行期日は、北海道公安委員会規則で定める。ただし、釧路方面釧路警察署及び厚岸警察署の項に関する改正規定は、昭和36年8月1日から施行する。

（昭和36年公安委員会規則第6号で昭和36年11月1日から施行）

附 則 （昭和36年条例第68号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和36年条例第87号）

この条例は、昭和37年1月1日から施行する。

附 則 （昭和37年条例第26号）

この条例の施行期日は、北海道公安委員会規則で定める。

（昭和37年公安委員会規則第4号で昭和37年7月1日から施行）

附 則 （昭和37年条例第36号）

この条例は、昭和37年5月1日から施行する。

附 則 （昭和37年条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和38年条例第3号）

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和38年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、深川町、音江村、一巳村及び納内村に関する改正規定は、昭和38年5月1日から施行する。

附 則 (昭和38年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、東旭川町に関する改正規定は、昭和38年8月15日から施行する。

附 則 (昭和39年条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和39年条例第62号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和39年条例第80号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、山部村及び豊頃村に係る改正規定は、昭和40年1月1日から施行する。

附 則 (昭和40年条例第35号)

この条例は、昭和40年10月1日から施行する。

附 則 (昭和40年条例第57号)

この条例は、昭和41年1月1日から施行する。

附 則 (昭和41年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和41年条例第24号)

この条例は、昭和41年5月1日から施行する。

附 則 (昭和41年条例第39号)

この条例は、昭和41年9月1日から施行する。ただし、大成村に係る改正規定は、昭和41年10月1日から施行する。

附 則 (昭和41年条例第46号)

この条例は、昭和41年12月1日から施行する。

附 則 (昭和42年条例第1号)

この条例は、昭和42年3月1日から施行する。ただし、南富良野村に係る改正規定は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42年条例第35号)

この条例は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則 (昭和43年条例第1号)

この条例は、昭和43年3月1日から施行する。

附 則 (昭和43年条例第31号)

この条例は、昭和43年9月1日から施行する。ただし、戸井村に係る改正規定は、昭和43年10月1日から施行する。

附 則 (昭和43年条例第39号)

この条例は、昭和44年1月1日から施行する。

附 則 (昭和44年条例第6号)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。ただし、別表第3に係る改正規定は、北

海道公安委員会規則で定める日から施行する。

(昭和44年公安委員会規則第9号で昭和44年11月1日から施行)

附 則 (昭和45年条例第35号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年条例第46号)

この条例は、昭和45年8月1日から施行する。

附 則 (昭和45年条例第48号)

この条例は、昭和45年9月1日から施行する。

附 則 (昭和45年条例第49号)

この条例は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則 (昭和45年条例第62号)

この条例は、昭和45年11月1日から施行する。

附 則 (昭和46年条例第1号)

この条例は、昭和46年3月2日から施行する。

附 則 (昭和46年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年条例第10号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第4号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、別表第3に係る改正規定は、北海道公安委員会規則で定める日から施行する。

(昭和49年公安委員会規則第5号で昭和49年12月20日から施行)

附 則 (昭和51年条例第44号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、別表第3に係る改正規定(函館方面函館西警察署に係る部分を除く。)は、北海道公安委員会規則で定める日から施行する。

(別表第3に係る改正規定中札幌方面歌志内警察署及び札幌方面赤平警察署に係る部分は、昭和51年公安委員会規則第6号で昭和51年8月3日から、札幌方面中央警察署、同札幌東警察署、同札幌西警察署、同札幌南警察署及び同札幌北警察署に係る部分は、昭和51年公安委員会規則第9号で昭和51年12月1日から施行)

附 則 (昭和53年条例第19号)

この条例の施行期日は、北海道公安委員会規則で定める。

(昭和53年公安委員会規則第5号で昭和53年12月1日から施行)

附 則 (昭和54年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和55年条例第47号）

この条例の施行期日は、北海道公安委員会規則で定める。

（昭和55年公安委員会規則第2号で昭和55年4月1日から施行）

附 則 （昭和55年条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和55年条例第72号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和55年条例第79号）

この条例は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則 （昭和58年条例第22号）

この条例の施行期日は、北海道公安委員会規則で定める。

（昭和58年公安委員会規則第3号で昭和59年2月1日から施行）

附 則 （昭和58年条例第29号）

この条例は、昭和58年12月1日から施行する。

附 則 （昭和59年条例第47号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 （昭和59年条例第65号）

この条例の施行期日は、北海道公安委員会規則で定める。

（昭和59年公安委員会規則第6号で昭和59年12月10日から施行）

附 則 （昭和60年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和62年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成元年条例第65号）

この条例は、平成元年11月6日から施行する。

附 則 （平成2年条例第23号）

この条例は、平成2年9月30日から施行する。

附 則 （平成4年条例第60号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成4年条例第72号）

この条例は、平成4年9月1日から施行する。

附 則 （平成6年条例第47号）

この条例は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 （平成8年条例第36号）

この条例は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 （平成9年条例第72号）

この条例は、平成9年11月4日から施行する。

附 則 （平成13年条例第38号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年条例第85号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第99号)

この条例は、平成16年12月1日から施行する。

附 則 (平成17年町の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例第1号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第48号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第87号)

この条例は、北海道公安委員会規則で定める日から施行する。

附 則 (平成17年市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例第88号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第3函館方面北檜山警察署の項及び旭川方面士別警察署の項の改正規定 平成17年9月1日

(2) 別表第3釧路方面釧路警察署の項の改正規定 平成17年10月11日

附 則 (平成17年条例第140号)

この条例は、平成18年2月6日から施行する。ただし、別表第3北見方面網走警察署の項の改正規定は、同年3月5日から施行する。

附 則 (平成18年市町村の廃置分合に伴う関係条例の整理に関する条例第1号)

この条例は、平成18年3月27日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1函館方面の項の改正規定及び別表第3函館方面函館中央警察署の項の改正規定 平成18年2月1日

(2) 別表第3札幌方面伊達警察署の項の改正規定（「、大滝村」を削る部分に限る。）及び同表札幌方面門別警察署の項の改正規定 平成18年3月1日

(3) 別表第3北見方面北見警察署の項の改正規定 平成18年3月5日

(4) 別表第3旭川方面枝幸警察署の項の改正規定 平成18年3月20日

(5) 別表第3札幌方面静内警察署の項及び北見方面網走警察署の項の改正規定 平成18年3月31日

附 則 (平成19年条例第35号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則 (平成20年条例第78号) 抄

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年条例第15号) 抄

1 この条例は、公布の日から施行する。（以下略）

附 則 （平成21年条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成21年条例第82号）

この条例は、平成21年10月5日から施行する。

附 則 （平成22年条例第47号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 （平成23年条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成28年条例第95号）

この条例は、平成28年11月30日から施行する。

附 則 （平成28年条例第106号）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表第3 札幌方面夕張警察署の項、札幌方面三笠警察署の項及び札幌方面砂川警察署の項を削る改正規定（同表札幌方面砂川警察署の項に係る部分に限る。）、同表札幌方面滝川警察署の項及び旭川方面名寄警察署の項の改正規定並びに同表旭川方面美深警察署の項を削る改正規定 公安委員会規則で定める日

2 前項第2号の公安委員会規則で定める日については、平成28年2月に策定した警察署の再編整備に係る計画に基づき定めるものとする。



別表第1（第7条関係）

方面の名称	方面の区域
札幌方面	札幌市、小樽市、室蘭市、夕張市、岩見沢市、苫小牧市、美唄市、芦別市、赤平市、江別市、三笠市、千歳市、砂川市、歌志内市、滝川市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、空知総合振興局管内（妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町を除く。）、石狩振興局管内、後志総合振興局管内（島牧村、寿都町及び黒松内町を除く。）、胆振総合振興局管内及び日高振興局管内
函館方面	函館市、北斗市、渡島総合振興局管内、檜山振興局管内及び後志総合振興局管内（島牧村、寿都町及び黒松内町に限る。)
旭川方面	旭川市、留萌市、稚内市、士別市、名寄市、深川市、富良野市、空知総合振興局管内（妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町に限る。）、上川総合振興局管内、留萌振興局管内及び宗谷総合振興局管内
釧路方面	釧路市、帯広市、根室市、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内
北見方面	北見市、網走市、紋別市及びオホーツク総合振興局管内

別表第2（第7条関係）

方面の区別	方面本部の名称	方面本部の位置
函館方面	北海道警察函館方面本部	函館市
旭川方面	北海道警察旭川方面本部	旭川市
釧路方面	北海道警察釧路方面本部	釧路市
北見方面	北海道警察北見方面本部	北見市

別表第3（第9条関係）

名称	位置	管轄区域
札幌方面 中央警察署	札幌市	札幌市のうち中央区（西警察署及び南警察署の管轄区域を除く。)
同 東警察署	札幌市	札幌市のうち東区
同 西警察署	札幌市	札幌市のうち西区及び中央区（琴似川と旧円山町境界線の交差点から北三条本通り北側境界線までの旧円山町境界の西の区域、北三条本通り北側境界線から南十一条本通り南側境界線までの西20丁目以西の区域、旭ヶ丘1丁目か

		ら旭ヶ丘3丁目までの区域、界川1丁目及び界川2丁目以西の区域並びに円山西町及び盤溪の区域に限る。)
同 南警察署	札幌市	札幌市のうち南区及び中央区（南大橋から西20丁目東側境界線の南の区域、西20丁目から西23丁目までの南十一条本通り南側境界線の南の区域（旭ヶ丘1丁目から旭ヶ丘3丁目までの区域を除く。）並びに旭ヶ丘5丁目、旭ヶ丘6丁目及び伏見3丁目の区域に限る。)
同 北警察署	札幌市	札幌市のうち北区 石狩市 石狩郡当別町
同 白石警察署	札幌市	札幌市のうち白石区
同 豊平警察署	札幌市	札幌市のうち豊平区及び清田区
同 厚別警察署	札幌市	札幌市のうち厚別区 北広島市
同 手稲警察署	札幌市	札幌市のうち手稲区
同 江別警察署	江別市	江別市 石狩郡新篠津村
同 千歳警察署	千歳市	千歳市、恵庭市
同 岩見沢警察署	岩見沢市	岩見沢市、三笠市 樺戸郡月形町
同 栗山警察署	夕張郡栗山町	夕張市 夕張郡由仁町、長沼町、栗山町 空知郡南幌町
同 美唄警察署	美唄市	美唄市
同 滝川警察署	滝川市	滝川市、砂川市 樺戸郡新十津川町、浦臼町 空知郡上砂川町、奈井江町
同 赤歌警察署	赤平市	赤平市、歌志内市
同 芦別警察署	芦別市	芦別市
同	小樽市	小樽市

小樽警察署		
同 余市警察署	余市郡余市町	余市郡余市町、仁木町、赤井川村 古平郡古平町 積丹郡積丹町
同 倶知安警察署	虻田郡倶知安町	虻田郡倶知安町、ニセコ町、喜茂別町、 京極町、留寿都村、真狩村 磯谷郡蘭越町
同 岩内警察署	岩内郡岩内町	岩内郡岩内町、共和町 古宇郡神恵内村、泊村
同 伊達警察署	伊達市	伊達市 有珠郡壮瞥町 虻田郡豊浦町、洞爺湖町
同 室蘭警察署	室蘭市	室蘭市、登別市
同 苫小牧警察署	苫小牧市	苫小牧市 勇払郡厚真町、安平町、むかわ町 白老郡白老町
同 門別警察署	沙流郡日高町	沙流郡日高町、平取町
同 静内警察署	日高郡新ひだか町	日高郡新ひだか町 新冠郡新冠町
同 浦河警察署	浦河郡浦河町	浦河郡浦河町 様似郡様似町 幌泉郡えりも町
函館方面 函館中央警察署	函館市	函館市のうち函館西警察署の管轄区域 を除く区域 北斗市 亀田郡七飯町
同 函館西警察署	函館市	函館市のうち、亀田川（河口から田家町と富岡2丁目との境界線との交点までの間の部分に限る。）、市道富岡中道線（田家町と五稜郭町との境界線との交点から道道赤川函館線との交点までの間の部分に限る。）、道道赤川函館線（市道富岡中道線との交点から亀田本町と港町1丁目との境界線との交点までの間の部分に限る。）、亀田本町と港町1丁目及び亀田港町との境界線、昭和4丁目と亀田港町及び昭和町との境界線並びに西桔梗町と昭和町と

		の境界線以西の区域
同 森 警 察 署	茅部郡森町	茅部郡森町、鹿部町
同 八 雲 警 察 署	二海郡八雲町	二海郡八雲町 山越郡長万部町
同 木古内警察署	上磯郡木古内町	上磯郡木古内町、知内町
同 松 前 警 察 署	松前郡松前町	松前郡松前町、福島町
同 江 差 警 察 署	檜山郡江差町	檜山郡江差町、上ノ国町、厚沢部町 爾志郡乙部町 奥尻郡奥尻町
同 せたな警察署	久遠郡せたな町	久遠郡せたな町 瀬棚郡今金町
同 寿 都 警 察 署	寿都郡寿都町	寿都郡寿都町、黒松内町 島牧郡島牧村
旭川方面 旭川中央警察署	旭川市	旭川市のうち旭川東警察署の管轄区域を除く区域 上川郡鷹栖町、比布町
同 旭川東警察署	旭川市	旭川市のうち、石狩川（上流端から牛朱別川との合流点までの間の部分に限る。）、牛朱別川（石狩川との合流点から北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線との交点までの間の部分に限る。）、北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線（牛朱別川との交点から新成橋通との交点までの間の部分に限る。）、新成橋通（北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線との交点から南6条通との交点までの間の部分に限る。）、南6条通（新成橋通との交点から大雪通との交点までの間の部分に限る。）、大雪通（南6条通との交点から忠別川との交点までの間の部分に限る。）、忠別川（大雪通との交点から美瑛川との合流点までの間の部分に限る。）、美瑛川（忠別川との合流点から西神楽南13号と神居町神華との境界線との交点までの間の部分に限る。）、西神楽南13号と神居町神華との境界線、新開と神居町神華と

		の境界線及び新開と神居町御料との境界線以東の区域 上川郡東神楽町、当麻町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町
同 士別警察署	士別市	士別市 上川郡和寒町、剣淵町 雨竜郡幌加内町
同 名寄警察署	名寄市	名寄市 上川郡下川町 中川郡美深町、音威子府村、中川町
同 枝幸警察署	枝幸郡枝幸町	枝幸郡枝幸町、中頓別町、浜頓別町
同 稚内警察署	稚内市	稚内市 宗谷郡猿払村 利尻郡利尻町、利尻富士町 礼文郡礼文町
同 富良野警察署	富良野市	富良野市 空知郡上富良野町、中富良野町、南富良野町、勇払郡占冠村
同 深川警察署	深川市	深川市 雨竜郡妹背牛町、秩父別町、雨竜町、沼田町、北竜町
同 留萌警察署	留萌市	留萌市 増毛郡増毛町 留萌郡小平町
同 羽幌警察署	苫前郡羽幌町	苫前郡羽幌町、苫前町、初山別村
同 天塩警察署	天塩郡天塩町	天塩郡天塩町、遠別町、幌延町、豊富町
釧路方面 釧路警察署	釧路市	釧路市 釧路郡釧路町 阿寒郡鶴居村 白糠郡白糠町
同 厚岸警察署	厚岸郡厚岸町	厚岸郡厚岸町、浜中町
同 弟子屈警察署	川上郡弟子屈町	川上郡弟子屈町、標茶町
同 根室警察署	根室市	根室市
同		標津郡中標津町、標津町

中標津警察署	標津郡中標津町	目梨郡羅臼町 野付郡別海町
同 池田警察署	中川郡池田町	中川郡池田町 十勝郡浦幌町 中川郡豊頃町
同 本別警察署	中川郡本別町	中川郡本別町 足寄郡陸別町、足寄町
同 帯広警察署	帯広市	帯広市 中川郡幕別町 河西郡芽室町、中札内村、更別村 河東郡上士幌町、音更町、士幌町
同 新得警察署	上川郡新得町	上川郡新得町、清水町 河東郡鹿追町
同 広尾警察署	広尾郡広尾町	広尾郡広尾町、大樹町
北見方面 北見警察署	北見市	北見市 常呂郡置戸町、訓子府町
同 遠軽警察署	紋別郡遠軽町	紋別郡遠軽町、湧別町 常呂郡佐呂間町
同 網走警察署	網走市	網走市 網走郡大空町
同 美幌警察署	網走郡美幌町	網走郡美幌町、津別町
同 斜里警察署	斜里郡斜里町	斜里郡斜里町、小清水町、清里町
同 紋別警察署	紋別市	紋別市 紋別郡滝上町
同 興部警察署	紋別郡興部町	紋別郡興部町、雄武町、西興部村